

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 11 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(選考により採用できる職)</p> <p>第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考による ことができる。この場合においては、法第17条第3項 ただし書に規定する人事委員会の承認があったものと みなす。</p> <p>(1) 職務の級における次に掲げる職（第9条に規定 する採用試験の対象となる職を除く。） ア 行政職給料表の職務の級<u>3級</u>以上の職 イ 公安職給料表の職務の級<u>5級</u>以上の職</p> <p>ウ～ケ [略]</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>別表第1（第9条関係）</p>		<p>(選考により採用できる職)</p> <p>第 14 条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考による ことができる。この場合においては、法第 17 条第 3 項 ただし書に規定する人事委員会の承認があったものと みなす。</p> <p>(1) 職務の級における次に掲げる職（第 9 条に規定 する採用試験の対象となる職を除く。） ア 行政職給料表の職務の級<u>2級</u>以上の職 イ 公安職給料表の職務の級<u>4級</u>以上の職（職務の級 <u>4級</u>及び<u>5級</u>の職にあっては、警部の職に限る。）</p> <p>ウ～ケ [略]</p> <p>(2)～(9) [略]</p> <p>別表第1（第9条関係）</p>	
試験の種類	試験の対象となる職	試験の種類	試験の対象となる職
職員採用 I種試験	(1) 行政職給料表の職務の級 <u>2級</u> の職 (2)～(5) [略]	職員採用 I種試験	(1) 行政職給料表の職務の級 <u>1級</u> の職の <u>うち大学卒業程度の知識等を必要とする</u> 職 (2)～(5) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
職員採用 III種試験	(1) 職員採用II種試験の対象となる職を 除く行政職給料表の職務の級1級の職 (2) [略]	職員採用 III種試験	(1) <u>職員採用I種試験及び職員採用II種</u> 試験の対象となる職を除く行政職給料表 の職務の級1級の職 (2) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
警部昇任 試験	公安職給料表の職務の級 <u>5級</u> の職のうち警 部の職	警部昇任 試験	公安職給料表の職務の級 <u>4級</u> の職のうち警 部の職
警部補昇 任試験	公安職給料表の職務の級 <u>3級</u> の職のうち警 部補の職	警部補昇 任試験	公安職給料表の職務の級 <u>4級</u> の職のうち警 部補の職
巡查部長 昇任試験	公安職給料表の職務の級 <u>2級</u> の職のうち巡 査部長の職	巡查部長 昇任試験	公安職給料表の職務の級 <u>3級</u> の職のうち巡 査部長の職

<p>別表第4（第14条関係）</p> <p>選考により採用することができる職</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の職</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>別表第4（第14条関係）</p> <p>選考により採用することができる職</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 その他の職</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 警察本部刑事部科学捜査研究所に置かれる研究員</u></p> <p><u>の職</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。